

事例2

親亡き後の問題

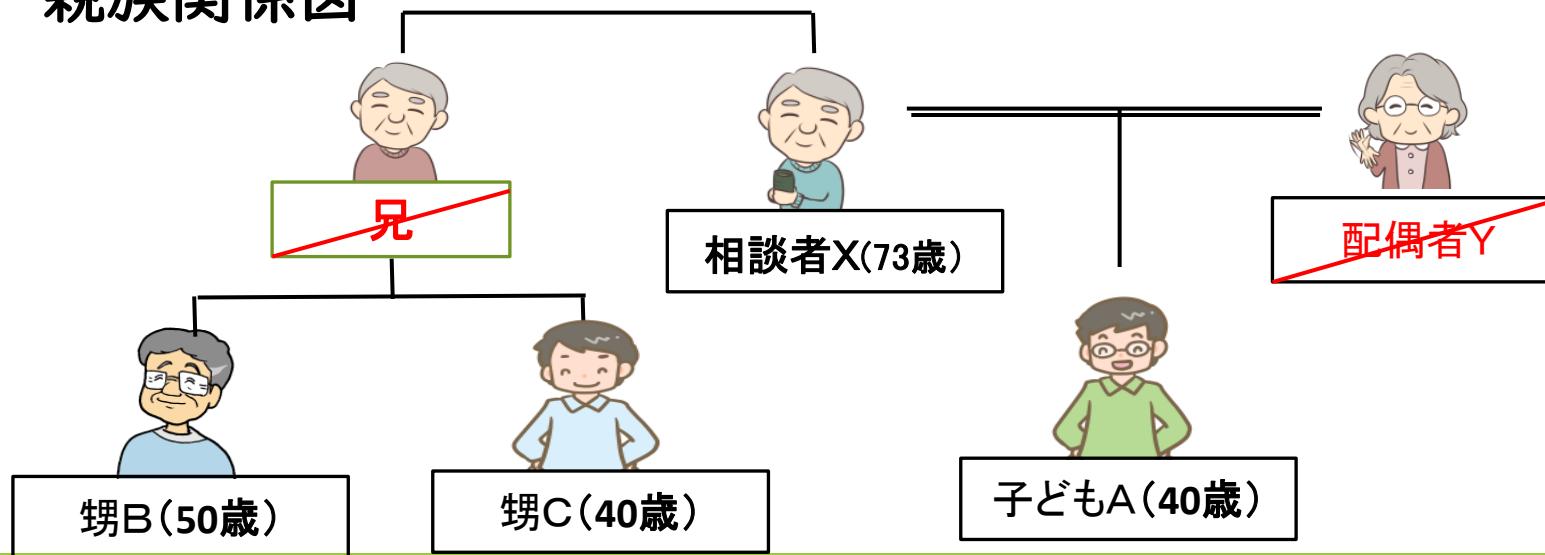
「民事信託の実務と信託契約書例」：新井著 参照

【事例 2】 親亡き後の問題

相談者X(73)には障がいをもった子どもA(40)がいる。相談者Xの配偶者は既に他界している。相談者Xは高齢になっており、自分が死んだ後の子どもAの生活について、非常に心配している。

相談者Xは自宅や賃貸不動産を所有しているが、将来、子どもAにこれを管理させるのは困難なため、信頼できる相談者Xの甥Bにその管理を任せたいと考えている。

I. 親族関係図



2. 現状と要望等を把握する。

★現状から相談者Xはどうしたいのか把握する

相談者Xには、障がいを持った子どもAがおり、自分の死後子どもAの生活が心配であること、資産管理についても困難となるため

- ① 信頼できる甥Bに財産管理を任せ、相談者X及び子どもAに財産管理の負担をなくしたい。
- ② 子どもAが自分の死後も、現在と変わらぬ生活を送れるようにしたい。

3. 現状と要望をもとに課題等の検討（基本検討）

★ 自分の死後、障がいをもった子どもAの生活が心配である。

(1) 法定後見制度の利用可否の検討

法定後見の利用のについて、**子どもAがその要件に該当するかどうか**により制度の利用可否が判断されます。

また、被後見人となった場合、遺言することが困難な場合が多く、法定相続人がいない場合は、子どもAが取得した財産は相続させることが困難な状況となります。

(2) 任意後見制度の利用検討

任意後見では、財産管理の委任契約を結べば財産管理の負担は軽減できますが、法定後見と異なり取消権はなく本人が不当な契約の締結などの余地は残されている。

(5) 信託制度の利用検討

相談者Xが財産を第三者に管理させることにより、財産管理の煩わしさや不当な契約をさせられることなどから、子どもAを保護できるし、子どもの死後の残余財産の帰属者を指定することもできます。

また、財産の権利者を相談者X以外の者に転換することにより、財産の長期的管理を実現します。

(6) 課税関係

当初は、相談者Xが受益者となるため贈与税はかかりません。

しかし、二次受益者が子どもAに移った場合、原則子どもAには贈与税がかかります。

4. 信託設計

(1) 信託目的

委託者Xの亡き後に、子どもAの財産管理の負担をなくすこと、子どもAが現在と変わらぬ生活を送り続けるようにすること。

(2) 信託行為

相談者Xと甥Bとの間の信託契約

(3) 信託財産

不動産、金銭

(4) 当事者

① 委託者

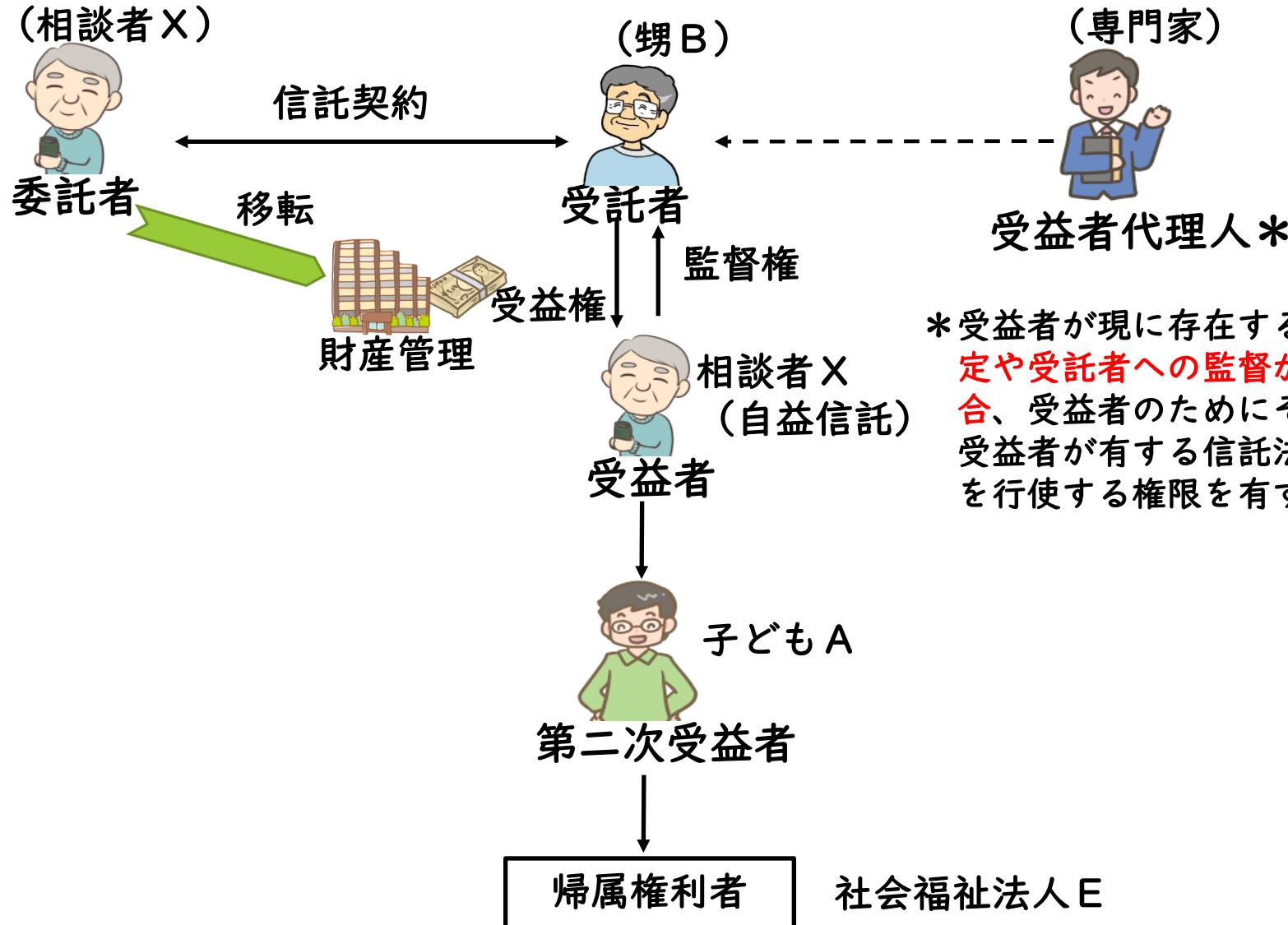
相談者X

- ② 当初受託者 相談者Xの甥B
後継受託者 相談者Xの甥C
- ③ 受益者 受益者 相談者X（当初、自益信託）
第二次受益者 子どもA
- ④ 帰属権利者 社会福祉法人E
- ⑤ 受益者代理人 専門家

（5）信託期間・信託の終了事由

X及び子どもAが死亡するまで

(6) 信託関係図



*受益者が現に存在するが、**その意思決定や受託者への監督が事実上困難な場合**、受益者のためにその代理人として、受益者が有する信託法上の一切の権利を行使する権限を有する者

5. 信託条項を個別検討し契約書（案）を完成させる

信託設計で明確にした内容を、項目ごとに個別に信託条項として定め、信託契約書として完成させる。

(1) 本事例のポイントは、

- ① 相談者Xの死後に、相談者Xの財産を甥Bに継続して管理させることにより財産を適切に維持管理し、子どもAの生活を保護すること
- ② 子どもAの死後の残余財産を相談者Xが指定する個人・団体に帰属させること

(2) 本事例での主な信託条項設定の例

① 信託目的

第1条 本信託の目的は以下のとおりである。

委託者の主な財産を受託者が管理または処分することにより、

- (1) 委託者Xの亡き後に、子どもAの財産管理の負担をなくすこと。
- (2) 子どもAが現在と変わらぬ生活を送り続けられるようにすること。

② 信託財産の保全

* 信託財産は受託者の所有に属することになるが、受託者の固有財産とは別の物として取り扱うこと、信託財産の対抗要件をそなえること等信託財産を保全すること。

【 信託財産－預金 】

第3条 委託者は、信託契約締結後、遅滞なく、財産目録記載4の預金を払い戻し、当該払戻金を受託者に引き渡す。

2. 受託者は、前項の**払戻金を第13条の区分に応じ分別管理する。**

【 信託財産－不動産 】

第4条 信託財産目録記載1, 2及び3の信託不動産の所有権は、本信託開始日に、受託者に移転する。

2. 委託者及び受託者は、本契約後直ちに、前項信託不動産について本信託を原因とする所有権移転の登記を行う。

3. 受託者は、**前項の登記申請と同時に、信託の登記申請を行う。**

4. 前2項の登記費用は、受託者が信託財産から支出する。

【 分別管理義務 】

第13条 受託者は**信託財産に属する金銭及び預金と受託者の固有財産**とを以下の各号の定める方法により、**分別して管理**しなければならない。

- (1) 金銭 信託財産に属する財産と受託者の固有財産とを区別することができる状態で保管する方法
- (2) 預金 信託財産に属する預金専用の口座を開設する方法

【 帳簿等の作成・報告・保存行為 】
～省略～

③ 受託者の権限の範囲

* 信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を設定します。その権限は、委託者のためにすることとし、権限に制限を加えることも可能とします。

【 受託者の信託事務 】

第10条 受託者は、以下の信託事務を行う。

- (1) 信託財産目録記載1, 2及び3の信託不動産を管理、処分すること。

- (2) 信託財産目録記載2の信託不動産を第三者に貸貸し、第三者から賃料を受領すること。
- (3) 前号によって受領した賃料を、上記1号の信託不動産を管理するために支出すること。
- (4) 上記1号及び2号において受領した売却代金及び賃料を管理し、受益者の生活費、医療費及び介護費に充てるために支出すること。
- (5) 信託持参に属する金銭及び預金を管理し、受益者の生活費、医療費及び介護費用等に充てるために支出すること。
- (6) 信託財産目録記載3の信託不動産の売却代金を管理し、受益者の生活費、医療費及び介護費用等に充てるために支出すること。
- (7) その他信託目的を達成するために必要な事務を行うこと。

【 信託事務処理の第三者への委託 】

第11条 受託者は、信託財産目録記載1及び2記載の不動産について第三者に委託することができます。

④ 受益権

信託契約によって、受託者が受益者に対して負う債務である。また、受託者に対する監督権は受益権の中核的権利であり、単独で権利を行使することができ、契約で制限することはできない。

第18条 受益者は、受益権として以下の内容の権利を有する。

- (1) 信託財産目録記載2の信託不動産を第三者に賃貸したことによる賃料から給付を受ける権利
- (2) 信託財産目録1及び2の不動産が処分された場合には、その代価から給付を受ける権利
- (3) 信託財産目録3の信託不動産を生活の本拠として使用する権利
- (4) 前号の新滝不動産が処分された場合には、その代価から給付を受ける権利
- (5) 信託財産目録記載4の預金から給付を受ける権利

⑤ 受益者代理人の指定

* 本事例では、相談者Xが高齢となっていること、子ども障がいを持っている事情があることから受益者が監督や意思表示ができない場合を考慮し、受益者代理人に指定の定めを設定しているが、子どもAが受益者となった場合のみ指定することもできます。

～ 条文省略 ～

⑥ 信託期間、信託の終了

【信託の終了】

第23条 本信信託は、受益者X及びAの死亡により終了する。

【帰属権利者】

第24条 社会福祉法人Eを帰属権利者として指定する。